

事務連絡
平成28年6月21日

各部局長 殿

理事・副学長(研究)

保立 和夫

理事・副学長(資産・施設)

羽田 正

外部の研究資金等による施設整備の取扱いについて

日頃より、施設整備に係る業務につきまして、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

外部の研究資金等（研究資金、寄附金、自己資金など国立大学施設整備費補助金以外の資金を言う。以下同じ。）による施設整備については、「キャンパス計画要綱の運用指針」（平成22年9月30日 役員会承認。以下、「運用指針」という。）に基づき、本学キャンパス計画との整合性確保の観点から、事業立案、基本構想等の各段階において本部及びキャンパス計画室の確認等が実施されているところです。この中で、事業立案段階における確認について、現在、より円滑に行なうことが求められています。

このため、今後、各部局において、外部の研究資金等による施設整備の計画がある場合は、研究資金の申請・寄附金の受入等に先立ち、本部関連部署（研究推進部及び施設部）に対して施設整備の概要等（主な内容であり、立地、面積、階数、整備資金、工期を含む。）について情報提供を行うようお願い致します。

同情報提供を受け、施設部において、施設整備の概要等も活用して運用指針に基づき事業立案段階の確認を行うとともに、キャンパス計画室の審議が必要なものについてはキャンパス計画室に審議を依頼します。審議の結果、当該立地等に関してキャンパス計画室が特にキャンパス計画への影響が大きいと判断する場合は、審議結果を付して当該案件について予算委員会に報告することとします。

なお、応募期間が短く緊急を要する場合等は、運用指針 ただし書 に基づき、上記にかかわらず、キャンパス計画室の確認の下でキャンパス計画室の審議を省略するとともに、予算委員会への事後報告とすることができるものとします。

「ただし、特別に必要な事業として総長が認めた場合には、必ずしも要綱の基準を厳格に適用させず、柔軟な運用を行うこと。また、補正予算等の緊急を要する事業は、キャンパス計画室の確認の下に手続きを省略することができる。」（運用指針 抜粋）

本件について、ご不明な点などありましたら、下記担当までご連絡くださるようお願い致します。

施設部施設企画課 長井（内線22225）

外部の研究資金等による施設整備の確認体制(事業立案段階)

